



薬食発第0325003号

平成20年 3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



医療機器の一般的名称の追加について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことから、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第110号。以下「改正告示」という。）、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第111号）及び薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第112号）が平成20年3月25日付けで公布・施行されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については、平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、改正告示等の公布・施行に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・I V D小委員会委員長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関

協議会代表幹事あて送付することとしていることを申し添える。

記

1. 改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置の項の次に次のように加える。

1068	1183	239	理学療法用器具 器具	理学療法用器具 71029000	体外衝撃波集束治療装置	体外から衝撃波を照射し、疼痛の除去、疼痛の治療を行う装置をいう。体外式超音波砕砕装置を除く。	四	9-①	該当	該当	—	—
------	------	-----	---------------	------------------	-------------	--	---	-----	----	----	---	---

2. 関係通知の改正

平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の修理区分の該当性について」の別表の一部を次のように改正する。

喉頭ストロボスコプの項の次に次のように加える。

	1786		71027000	カプセル型撮像及び追跡装置	Ⅱ	—		—
--	------	--	----------	---------------	---	---	--	---

脳血栓破碎用バイブレーションカテーテルの項の次に次のように加える。

1067			44841004	中心循環系血栓捕捉用カテーテル	Ⅳ	—		—
------	--	--	----------	-----------------	---	---	--	---

眼科用コンフォーマの項の次に次のように加える。

1065			71028000	内視鏡用粘膜下注入材	Ⅲ	—		—
------	--	--	----------	------------	---	---	--	---

胃十二指腸用ステントの項の次に次のように加える。

1066			45851000	頸動脈用ステント	Ⅳ	—		—
------	--	--	----------	----------	---	---	--	---

植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置の項の次に次のように加える。

1068			71029000	体外衝撃波疼痛治療装置	Ⅲ	該当	該当	G6
------	--	--	----------	-------------	---	----	----	----



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○原子力発電施設解体体引当金に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二〇）

〔告 示〕

○除籍が滅失した件（法務一六〇）
○日本国に帰化を許可する件（同一六一）

○社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定のオランダ王国政府による暫定的な適用に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八三）
○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府と中央アフリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八四）
○南部スーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のための教育施設建設計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一八五）
○食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八六）

○ウガンダ北部におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一八七）
○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一八八）
○アウキ市場及び棧橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同一八九）
○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一〇九）

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同一一〇）
○薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同一一一）
○薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（同一一二）
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同一一三）
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産四二五）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件（同四二六）
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の認定に関する業務を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（同四二七）
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同四二八）
○農業災害補償法第三百四十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件（同四二九）
○保安林の指定をする件（同四三〇、四三三）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四三四、四三五）
○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件（経済産業四六）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三四七）
○鳥獣保護区を指定した件の一部を改正する件（環境二七、二九）
○特別保護地区を指定した件の一部を改正する件（同二八、三〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 国家公安委員会 警察
庁 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省）

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示
（福井労働局最低賃金公示一）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の二の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

公債償還（東京都） 関係会社その他

○厚生労働省告示第百九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二條第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 舩添 要一

医薬品各条の部ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリンの条5・1の2中「H B s 抗原性試験」を「H B s 抗原性試験（平添省告示第百九号）」に改める。

○厚生労働省告示第百十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第五項の規定に基づき、薬事法第二條第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表第1に次のように加える。

1168 体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第八項の規定に基づき、薬事法第二條第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表に次のように加える。

1183 体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三條第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三條第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表に次のように加える。

239 体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十三号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四條第一項の規定に基づ

き、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 舩添 要一

本則に次のように加える。

774 体外衝撃波疼痛治療装置

○農林水産省告示第百二十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二條第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊

一 登録年月日及び登録番号

平成二十年三月十三日 第百三十三号

二 登録認定機関の名称及び住所

財団法人日本穀物検定協会 東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表加工食品（認定を行う農林物資の種類は、生産情報公表加工食品に限る。）

四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

（1）認定を行う区域

国内及び国外（アメリカ、中国）

（2）認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七條の六第一項の規定に基づき、財団法人北農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十年三月二十五日

変更前の事業所の所在地

北海道札幌市中央区北一条西七丁目

○農林水産省告示第百二十八号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十三号）第十四條の四第一項の規定に基づき、平成二十年二月二十四日農林水産省告示第百三十二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四條の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

別表中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第百二十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四條第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四條第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年産の農作物から適用する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊

「第一区分 ばれいしょ」

「第二区分 法第百二十條の十四第一項第一号又は第百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第三区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第四区分 春蚕繭」

「第五区分 初秋蚕繭」

「第六区分 晩秋蚕繭」

「第一区分 法第百二十條の十四第一項第一号又は第百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第二区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第三区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第四区分 春蚕繭」

「第五区分 初秋蚕繭」

「第六区分 晩秋蚕繭」

「第一区分 法第百二十條の十四第一項第一号又は第百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第二区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第三区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第四区分 春蚕繭」

「第五区分 初秋蚕繭」

「第六区分 晩秋蚕繭」

「第一区分 法第百二十條の十四第一項第一号又は第百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第二区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第三区分 法第百二十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第四区分 春蚕繭」

「第五区分 初秋蚕繭」

「第六区分 晩秋蚕繭」

「第一区分 法第百二十條の十四第一項第一号又は第百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

を